

信州メディカル産業振興会規約
(Shinshu Medical Industry Association)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、信州メディカル産業振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、長野県松本市旭3丁目1番1号 信州大学 学術研究・産学官連携推進機構内に置くものとする。

(目的)

第3条 本会は、メディカル産業への新規参入・新製品開発を目指す企業等と、医療従事者や工学系・農学系研究者、関連する行政機関が集い、信州大学松本キャンパスで構築する「信州メディカルシーズ育成拠点」と密接に連携して、信州のメディカル産業の振興を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医療・診断・福祉機器やシステム等の調査、視察
- (2) 情報の提供及び交換
- (3) 会員相互の交流の推進
- (4) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員、役員

(会員)

第5条 本会は次の者をもって組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同する企業・団体
- (2) 大学等教育機関
- (3) 医療・福祉機関
- (4) 行政機関
- (5) 金融機関
- (6) その他本会の趣旨に賛同して入会したもの

(入会・退会)

第6条 入会を希望する者又は団体は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 入会を希望する者又は団体の入会は、会長が許可する。

3 退会を希望する会員は、所定の退会申込書を事務局に提出しなければならない。

4 退会を希望する会員の退会は、役員会の承認を得て、会長が許可する。

5 会員に次の各号に掲げる事由が生じたときは、会員は所定の退会申込書の提出を要さず、役員会の承認を得て、会長の許可により退会となる。

(1) 法人又は団体が、解散又は破産したとき

(2) 個人が、死亡又は失踪宣言を受けたとき

6 会員が次の各号に掲げる事由に該当すると役員会の議に基づき会長が認めたときは、会長の許可により退会となる。

(1) 会費の一部又は全額を支払わず、履行の催促を受けた後、6月を経てもなお会費の未払いがあるとき

(2) 本会の規約に重大な違反があったとき

(3) 本会の信用を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費)

第7条 会員は、会費として年額50,000円を負担する。

- 2 その他(個人会員)においては、年額10,000円を負担する。
- 3 大学等教育機関、医療・福祉機関、行政機関、金融機関においては、この限りではない。
- 4 年度期中に入会した会員の会費は、別表で定める。
- 5 年度期中に退会した会員の会費は、返納しない。

(会員の権利)

第8条 会員は、本会が主催、共催する企画や事業に参加することができる

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 常任理事 1名
- (5) 会計監事 2名

(役員 of 責務)

第10条 役員は、役員会を構成し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 理事は、会長、副会長、常任理事と協力して、本会の企画運営にあたる。
- 5 常任理事は、常務を処理し、本会の企画運営にあたる。
- 6 会計監事は、会計を監査する。

(役員 of 選任)

第11条 会長、副会長、理事及び会計監事は、会員の互選による。

- 2 常任理事は、事務局から選出する。

(役員 of 任期)

第12条 役員 of 任期は、2年とする。ただし、任期中 of 役職 of 異動及び再任を妨げない。

- 2 補欠 of ために就任した役員 of 任期は前任者 of 残任期間とする。

(役員 of 報酬)

第13条 役員は、無給とする。

第3章 会議

(会議 of 種類)

第14条 会議は、役員会及び総会とする。

(会議 of 招集)

第15条 会議は、会長がこれを招集する。

(会議 of 議長)

第16条 役員会 of 議長は、会長をもってこれに充てる。

- 2 総会 of 議長は、その総会に出席した役員の中から会長がこれを指名する。

(議決)

第17条 会議 of 議事は、その会議を構成する役員又は会員で、その会議に出席したものの過半数 of 同意をもってこれを決する。

- 2 可否同数 of ときは、議長がこれを決する。
- 3 但し、総会は委任状を含めて会員 of 過半数 of 出席で成立する。

(役員会の権能)

第18条 役員会は、諸規定の制定及び改廃その他重要な事項を議決する。

(総会の権能)

第19条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長の付議した事項

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第21条 本会の資産は、常任理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第22条 本会の運営に必要な経費は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実、その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第23条 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度最初の役員会及び総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第24条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後最初の役員会及び総会において、会計監事の監査を経て、役員会及び総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補則

(委任)

第26条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

(付 則)

- 1 本規約は、平成22年5月24日から適用する。
- 2 平成22年度の会計年度は、規約第25条の規定にかかわらず平成22年5月24日から平成23年3月31日までとする。
- 3 本規約は、平成27年5月28日から適用する。
- 4 本規約は、平成30年5月29日から適用する。
- 5 本規約は、令和元年5月13日から適用する。

別表（第7条関係）

入会月と会費について

入会月	会 員	その他（個人会員）
4月	50,000円	10,000円
5月	50,000円	10,000円
6月	50,000円	10,000円
7月	45,000円	9,000円
8月	40,000円	8,000円
9月	35,000円	7,000円
10月	30,000円	6,000円
11月	25,000円	5,000円
12月	20,000円	4,000円
1月	15,000円	3,000円
2月	10,000円	2,000円
3月	5,000円	1,000円